

1. 件 名：日本原燃株式会社第二種廃棄物埋設事業変更許可申請に係る新規制基準への適合確認に関するヒアリング（８５）
2. 日 時：令和３年４月１２日（月）１０時０５分～１２時２０分
3. 場 所：原子力規制庁 １０階会議室（音声通話により実施）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門
志間核燃料施設審査部門付、菅生主任安全審査官、松田安全審査官、大塚安全審査専門職、鈴木安全審査専門職
日本原燃株式会社
開発設計部長、他 １１名

5. 要 旨：

日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）の廃棄物埋設事業変更許可申請について、以下のとおりヒアリングを実施した。

- (1) 原子力規制庁から、新規制基準への適合性について、提出のあった整理資料^{注)} に対し、主に以下の点を明確化するよう求めた。

○外部からの衝撃による損傷の防止

- ・ 検討対象とする外部事象の考え方

○廃棄物埋設地のうち第一号及び第三号

- ・ 化学物質による損傷の防止について、可燃性物質及び可燃性ガスを発生する物質を含めないように管理すること
- ・ 設計仕様としての覆土の厚さと透水係数

○廃棄物埋設地のうち第四号（廃止措置の開始後の評価）

- ・ 火山・火成活動に関する事象選定の前提となる考え方と選定結果の整理
- ・ 状態設定期間における気温変化の設定値
- ・ 廃棄物埋設地の状態設定における難透水性覆土への力学影響と透水係数との関係

- (2) 原燃から、今回のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. 提出資料

- 資料 1 廃棄物埋設施設の許可基準規則に対する適合性 安全審査 整理資料
- ・ 第三条 安全機能を有する施設の地盤
 - ・ 第四条 地震による損傷の防止
 - ・ 第五条 津波による損傷の防止
 - ・ 第六条 外部からの衝撃による損傷の防止

注) 実用発電用原子炉の審査実績を踏まえて事業許可基準規則等の条文ごとの対応状況を整理した資料

- ・ 第七条 火災等による損傷の防止
- ・ 第八条 遮蔽等
- ・ 第十条 廃棄物埋設地のうち第一号及び第三号
- ・ 第十条 廃棄物埋設地のうち第四号（廃止措置の開始後の評価）
- ・ 第十二条 監視測定設備
- ・ 第十三条 廃棄施設

資料 2 地震による埋設設備の損傷程度